

海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域指定ガイドライン改正案 新旧対照表（傍線部分は改正部分）

改正案	現 行
<p>第3章 促進区域の指定の基準</p> <p>1～3（略）</p> <p>4. 発電設備と電気事業者が維持し、及び運用する電線路との電氣的な接続が適切に確保されることが見込まれること（第4号）</p> <p>（略）</p> <p>「発電設備と電気事業者が維持し、及び運用する電線路との電氣的な接続が適切に確保されることが見込まれること」は、以下の<u>いずれかの</u>視点から確認する。</p> <p><u>（1）国の要請に基づき、当該促進区域に設置が見込まれる発電設備の規模について、暫定的な系統容量が一般送配電事業者により確保されていること</u></p> <p><u>（2）事業者が想定される発電事業の規模につき確保している系統を、促進区域の指定後の占有権の公募のために活用すること（他の事業者が選定された場合は当該事業者により系統に係る契約を承継すること）を希望していること</u></p> <p>➤ 事業者が想定される発電事業の規模につき系統を確保している場合としては、<u>①事業者が電力会社との間で接続契約を締結している場合、②事業者が系統接続を確保する蓋然性が高い場合が想定される。</u></p> <p>➤ <u>②事業者が系統接続を確保する蓋然性が高い場合としては、例えば、以下の場合等が想定される。</u></p> <p><u>ア 当該区域において、事業者等が接続契約申込みをし、受け付け</u></p>	<p>第3章 促進区域の指定の基準</p> <p>1～3（略）</p> <p>4. 発電設備と電気事業者が維持し、及び運用する電線路との電氣的な接続が適切に確保されることが見込まれること（第4号）</p> <p>（略）</p> <p>「発電設備と電気事業者が維持し、及び運用する電線路との電氣的な接続が適切に確保されることが見込まれること」は、以下の視点から確認する。</p> <p>（新設）</p> <p>➤ 事業者等が想定される発電事業の規模につき確保している系統を、促進区域の指定後の占有権の公募のために活用すること（他の事業者が選定された場合は当該事業者により系統に係る契約を承継すること）を希望していること。</p> <p>➤ 事業者等が想定される発電事業の規模につき系統を確保している場合としては、<u>（1）事業者等が電力会社との間で接続契約を締結している場合、（2）事業者等が系統接続を確保する蓋然性が高い場合が想定される。</u></p> <p>➤ <u>（2）事業者等が系統接続を確保する蓋然性が高い場合としては、例えば、①当該区域において、事業者等が接続契約申込みをし、受け付けられることにより、暫定的な系統容量を確保している場合、</u></p>

られることにより、暫定的な系統容量を確保している場合

- イ 電源接続案件募集プロセスにおいて、優先系統連系希望者が決定された場合（あるいは、その後、共同負担意思が確認された場合）
- ウ 日本版コネクト&マネージ（N-1 電制・ノンファーム型接続）の適用により系統接続を確保できる蓋然性が高い場合

なお、暫定的な系統容量が確保されている場合や系統接続の確保の蓋然性が高い場合であっても、その系統接続費用が著しく高額であり、当該区域における洋上風力発電事業の事業性がおよそ確保できないと考えられる場合には、洋上風力発電事業の実施のため系統接続が「適切に確保」できる見込みがないものと判断する。

5～8（略）

#### 第4章 促進区域の指定に係る手続

1（略）

#### 2. 既知情報の収集等

（略）

こうした都道府県からの情報収集は、原則、年度ごとに実施することとし、計画的・継続的な運用に努めることとする。

なお、(1)の適合性に関する情報を収集した結果、発電事業に必要な系統が事業者により確保されておらず、また、他の情報等を踏まえて本法第8条第1項の規定による指定を行う見込みが一定程度あり、かつ、国として暫定的な系統容量の確保の要請を行うことを見込む場合には、以下の調査を実施する。

- ② 電源接続案件募集プロセスにおいて、優先系統連系希望者が決定された場合（あるいは、その後、共同負担意思が確認された場合）、
- ③ 日本版コネクト&マネージ（N-1 電制・ノンファーム型接続）の適用により系統接続を確保できる蓋然性が高い場合等が想定される。

➤ 系統接続の確保の蓋然性が高い場合であっても、その系統接続費用が著しく高額であり、当該区域における洋上風力発電事業の事業性がおよそ確保できないと考えられる場合には、洋上風力発電事業の実施のため系統接続が「適切に確保」できる見込みがないものと判断する。

5～8（略）

#### 第4章 促進区域の指定に係る手続

1（略）

#### 2. 既知情報の収集

（略）

こうした都道府県からの情報収集は、原則、年度ごとに実施することとし、計画的・継続的な運用に努めることとする。

（新設）

① 将来的に促進区域に指定しようとする区域の気象、海象その他の自然的条件や、現時点の技術で合理的に設置が可能な発電設備を前提として、当該区域における合理的な発電設備の規模が不明であるときは、まず、その規模について調査を行う。

② 合理的な発電設備の規模に見合う系統容量について、接続検討等の手続により、当該区域の系統接続の確保の蓋然性やその系統接続費用に関する事前調査を行う。

3～4（略）

#### 5. 区域の状況の詳細な調査

（略）

（1）促進区域の各指定基準に関する調査

（略）

①～③（略）

④ 発電設備と電気事業者が維持し、及び運用する電線路との電気的な接続が適切に確保されることが見込まれること（同項第4号）

・ 国が行った接続検討については、発電設備の規模の見直しや事前の接続検討から相当期間（1年程度）が経過するなど、接続検討の回答が変更となる可能性が高い場合に、接続検討を再実施

・ 事業者が系統を確保している場合は、当該事業者に対して、当該系統を公募に活用することを希望するか確認

⑤～⑥（略）

（2）～（4）（略）

#### 6. 促進区域の指定基準への適合性の判断

促進区域の指定につき協議会における協議が整い、詳細な調査が完了した区域については、促進区域の指定基準への適合性を判断する。

3～4（略）

#### 5. 区域の状況の詳細な調査

（略）

（1）促進区域の各指定基準に関する調査

（略）

①～③（略）

④ 発電設備と電気事業者が維持し、及び運用する電線路との電気的な接続が適切に確保されることが見込まれること（同項第4号）

（新設）

・ 系統を確保している事業者等に対して、当該系統を公募に活用することを希望するか確認

⑤～⑥（略）

（2）～（4）（略）

#### 6. 促進区域の指定基準への適合性の判断

促進区域の指定につき協議会における協議が整い、詳細な調査が完了した区域については、促進区域の指定基準への適合性を判断する。

<p><u>なお、発電事業に必要な系統が事業者により確保されていない場合は、系統接続の適切な確保に向けて、当該促進区域に設置が見込まれる発電設備の規模につき、一般送配電事業者が暫定的に系統容量を確保すること及びそのための接続検討について、国が電力広域的運営推進機関に要請を行う<sup>1</sup>。</u></p> <p><u>適合性の</u>判断は、公平性、公正性を確保しつつ、専門的・技術的な観点から検討する必要があるため、有識者を含めた中立的な第三者委員会の意見を踏まえて行う。</p> <p>(略)</p> <p><sup>1</sup> <u>海域の占用許可のもと行われる洋上風力発電事業の特性を踏まえ、公募に活用する系統について、複数の事業者による重複確保を極力回避し、公平性、公正性を確保するため、本法第8条第1項の規定による指定を行うことを目的とする場合に限って、暫定的な系統容量を確保すること及びそのための接続検討について国が要請を行うものとする。</u></p> <p>7～9 (略)</p>	<p>(新設)</p> <p><u>二</u>の判断は、公平性、公正性を確保しつつ、専門的・技術的な観点から検討する必要があるため、有識者を含めた中立的な第三者委員会の意見を踏まえて行う。</p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p> <p>7～9 (略)</p>
--	--